

議事録（概要）

会 議 名	芦屋町障害福祉計画推進委員会(第1回)					
会 場	芦屋町役場 3 階 31 会議室					
日 時	令和 8 年 6 月 16 日（火） 10:00～11:15					
委員の出欠	委員長	今村 浩司	出	委員	甲斐 清司	出
	副委員長	桐田 典彰	出	委員	坂栗 さつき	出
	委員	松岡 泉	欠	委員	道方 ひろみ	出
	委員	真田 憲一	出	委員	田中 信代	出
	委員	香川 亜弓	出	委員	原田 聡太	欠
	委員	坂井 敏幸	出	委員	石松 典子	出
件名・議題	議事 1 第4期芦屋町障害者計画令和7年度取組結果及び令和8年度計画について 2 第7期芦屋町障害福祉計画令和7年度実績について 報告 1 障害者差別解消法に関する報告 その他 1 第8期芦屋町障害福祉計画の策定について					
合意事項 決定事項	議事 1 第4期芦屋町障害者計画令和6年度取組結果及び令和7年度計画について ・説明し、了承された。 2 第7期芦屋町障害福祉計画令和6年度実績について ・説明し、了承された。 報告 1 障害者差別解消法に関する報告 ・事務局から障害者差別解消法に関する取組について報告した。 その他 1 第8期芦屋町障害福祉計画の策定について ・第8期芦屋町障害福祉計画策定について諮問され、委員長へ諮問書が交付された。 ・策定方針について説明し、了承された。					

令和 8 年度 第 1 回芦屋町障害福祉計画推進委員会 議事録

○日時

令和 8 年 6 月 16 日 (火) 10:00～11:15

○場所

芦屋町役場 3 階 31 会議室

○議事

- 1 第 4 期芦屋町障害者計画令和 7 年度取組結果及び令和 8 年度計画について
- 2 第 7 期芦屋町障害福祉計画令和 7 年度実績について

○報告

- 1 障害者差別解消法に関する報告

○その他

- 1 第 8 期芦屋町障害福祉計画の策定について

議事 1 第 4 期芦屋町障害者計画令和 7 年度取組結果及び令和 8 年度計画について

●事務局から第 4 期芦屋町障害者計画令和 7 年度取組結果及び 令和 8 年度計画について説明

●審議

(委員)

・成年後見制度の利用について、使い勝手が悪すぎるとの意見（途中でやめられない、弁護士との相性のよって左右される等）が多い。そのような状況のなか、令和 8 年 4 月に革新的な改正案が国より発表された。町としてどのように対応していくか、方針を伺いたい。

(委員長)

・委員の意見に補足だが、制度の改正は閣議決定が行われた段階である。正式な決定が

行われた段階ではないため、具体的な町の方針は回答が難しいと思うが、可能な限りで伺いたい。

(事務局)

・委員長がおっしゃったとおり、現時点では国において正式に決定が行われたわけではないため、閣議決定の内容すべてを行うとは明言できない。今後、国より正式な決定が行われたのちに可能な限りの対応を行うことになる。

(委員)

・強度行動障がいについての研修会を行ったとのことだが、どのように対応するのが望ましいか教えてもらいたい。

(委員)

・強度行動障がいの方は、環境の変化が苦手な場合が多い。そのため、こまめに記録をとり、発作が起こる前後を見比べることが必要になる。また、対象者にはできる限りマンツーマンの体制を整えることや、発作が起きた際の対応について都度検討することが大切となる。

(委員)

・令和8年度計画において、「周知を行う」とした施策は、多くの場合広報やホームページへの掲載となっている。年齢を重ねると、広報・ホームページによって情報を取得することが難しくなってくる。その他の媒体は使えないのだろうか。例えば戸別受信機であれば、目が見えにくい人でも自然と耳に入ってくるだろう。流石にすべての情報というわけにはいかないだろうが。

(事務局)

・委員のおっしゃるとおり、全ての情報を戸別受信機で配信するわけにはいかないが、内容によっては可能だろう。例として、ひきこもり相談会の開催について戸別受信機を活用して周知したことが挙げられる。戸別受信機など、他の方法の活用について検討していきたい。

(委員)

・特別支援教育について、支援が必要な児童が通常級にて授業を受ける体制は今もあるのだろうか。特別支援学級や特別支援学校での教育はもちろん、通常級での交流は成長し学校を卒業した後においても大きな意味を持つ。ぜひこれからも続けてもらいたい。

(事務局)

・本日は教育委員会の委員が不在のため事務局にてどのような教育・対応を行っているかまでは回答が難しいが、委員がおっしゃった通常級での交流（通級指導教室）は今も行われていると認識している。

(委員長)

・本日挙げた意見において、対応できる箇所については次年度以降の取組や計画へと活かしてもらうこととしてまとめさせていただく。

議事 2 第 7 期芦屋町障害福祉計画令和 6 年度実績について

●事務局から第 7 期芦屋町障害福祉計画令和 6 年度実績について説明

●審議

(委員長)

・成年後見制度について、議事 1 で事務局より説明があったように、現時点では社会福祉協議会の日常生活自立支援事業で対応できているとのことであった。実際のところ、対象者は増加しているのか、また、成年後見制度へと移行した例はあるのか。

(委員)

・事務局の説明のとおり、現時点では対応できている。しかし、対象者は年々増加しており、この傾向が続くと日常生活自立支援事業での対応にも限界が来るだろう。また、成年後見制度への移行について、芦屋町における実績はない。その理由としてはやはり、成年後見制度の使い勝手の悪さにある。利用者からすると日常生活自立支援事業の方が、対応速度も速く好まれる傾向にある。成年後見制度でないと対応できない内容（不動産売買等）も多いため、本来は移行してもらうべきだろうが、なかなか難しいところがある。

(委員長)

・日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用も可能だと思うが、その実績は。

(委員)

・併用についても、芦屋町における実績はない。

報告 障害者差別解消法に関する報告

(事務局)

- ・令和7年度において、障がい者差別に関する相談はなかった。
- ・令和7年度の差別解消法の取り組みについては、芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を広く周知するため、令和6年4月1日に施行された事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化についてチラシに掲載し、12月13日の「人権まつり」で配布した。また、町のホームページ及び商工会報にも掲載し、周知を図った。
- ・今後も障害者差別解消法について継続して周知を行い、条例順守に努めていく。

その他 第8期芦屋町障害福祉計画の策定について

●事務局より、令和9年度から令和11年度を策定期間とする第8期芦屋町障害福祉計画の策定方針及び策定スケジュールについて説明

今後のスケジュールについて

(事務局)

- ・本日いただいた意見をもとに計画素案作成を行う。作成した素案については、第2回委員会開催時（10月頃を予定）にて示させていただく。
- ・議事録については、要点筆記とし、委員長、副委員長に確認のうえ作成を行う。

(委員長)

- ・これにて本日の会議を閉会とする。